

電気通信大学研究設備センター規程

平成21年 4月 1日

改正

平成22年 4月20日

平成23年 1月18日

平成23年 7月20日

平成24年 5月22日

平成26年 2月26日

平成30年 3月30日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第23条第2項の規定に基づき、電気通信大学研究設備センター（以下「センター」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、全学的教育研究設備を集中的に管理し、教育及び研究の用に供するとともに、電気通信大学（以下「本学」という。）が保有する研究設備の全学的な有効利用の促進と産学連携事業に寄与することにより、本学における教育研究活動の一層の進展に資することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 全学的教育研究設備の管理運営に関すること。
- (2) 全学的教育研究設備の有効利用に関すること。
- (3) 全学的教育研究設備の整備計画に関すること。
- (4) 受託分析等による産学連携に関すること。
- (5) その他研究設備に関すること。

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 部門長及び室長
- (3) 教育研究職員
- (4) 教育研究技師
- (5) その他の職員

(センター長)

第5条 センターに、センター長を置き、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 学長が必要と認めるときは、副センター長を置き、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。

2 副センター長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前項の規定にかかわらず、副センター長の任期の末日は、センター長の任期の末日以前でなければならない。

(部門)

第7条 センターに、次の部門を置く。

(1) 基盤研究設備部門

(2) 先端研究設備部門

(3) 低温部門

2 前項に定める各部門に部門長を置き、本学専任の教授又は准教授のうちから、次条に定める委員会において選出する。

3 部門の構成員は、センター長の推薦に基づき、学長が命ずる。

4 部門長及び部門の構成員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

5 部門に、室を置くことができる。各部門に置く室は、別に定める。

(運営委員会)

第8条 センターに、センターの管理運営に関する重要事項を審議するため、電気通信大学研究設備センター運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第9条 センターの事務は、学術国際部研究推進課が行う。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、センターについて必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 電気通信大学機器分析センター規程（平成6年6月24日施行）は、廃止する。

附 則

1 この規程は、平成22年4月20日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 電気通信大学研究設備センター教育研究職員の選考に関する規程は、廃止する。

附 則

この規程は、平成23年1月18日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年7月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年2月26日から施行し、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。